

地方卸売市場

名古屋西流通センター 業務規則

〈令和8年4月現在〉

名古屋西流通センター株式会社

地方卸売市場 名古屋西流通センター業務規則

目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条 ~ 第 5 条)

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者 (第 6 条 ~ 第 18 条)

第 2 節 買受人 (第 19 条~第 21 条)

第 3 節 付属営業人 (第 22 条~第 26 条)

第 3 章 売買取引及び決済の方法 (第 27 条~第 47 条)

第 4 章 卸売の業務に関する品質管理 (第 48 条)

第 5 章 市場施設の使用 (第 49 条~第 57 条)

第 6 章 監 督 (第 58 条~第 61 条)

第 7 章 雑 則 (第 62 条~第 67 条)

地方卸売市場 名古屋西流通センター業務規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、名古屋西流通センター株式会社(以下「開設者」という。)が卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)に基づき地方卸売市場を設置し、その施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって地域住民等の生活の安定に資することを目的とする。

(地方卸売市場の名称及び位置)

第 2 条 地方卸売市場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	地方卸売市場 名古屋西流通センター
位置	津島市高台寺町字新開1

(取扱品目)

第 3 条 地方卸売市場名古屋西流通センター(以下「市場」という。)の取扱品目は、次に掲げる物品とする。

青果物 野菜、果実及びこれらの加工品

(開場の期日)

第 4 条 市場は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに1月2日から4日まで及び12月31日(以下「休日」という。)を除き毎日開場するものとする。

2 開設者は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の便益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し又はこれらの者の便益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日を開場しないこ

とができる。

(開場の時間)

第 5 条 開場の時間は、午前 5 時から午後 8 時までとする。ただし、開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- 2 卸売業者（法第 2 条第 4 項の規定により市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で定める。

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者

(卸売業者の承認等)

第 6 条 市場において、卸売の業務を行おうとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、細則で定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 開設者は、第 1 項の承認の申請があった場合において、申請者が次の各号の一に該当するとき又は申請者が市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、当該承認をしてはならない。

① 申請者が第 6 1 条第 1 項の規定による承認の取消しを受けその取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき

② 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち前号に該当

する者があるものであるとき

③ 市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときと認めるとき

4 卸売業者は、第1項の承認に係る業務を開始し、休止し、又は再開したときは、速やかに開設者に届け出なければならない。

5 卸売業者は、第1項の承認に係る業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の3か月前までに、その旨を開設者に届け出なければならない。

(卸売業者の承認の取消し)

第7条 開設者は、卸売業者が前条第3項第3号又は卸売の業務を遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(保証金の預託)

第8条 卸売業者は、第6条第1項の規定により開設者から卸売の業務の承認を受けた日から起算して30日以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第9条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、細則で定める。

(保証金の追加預託)

第10条 卸売業者は、保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足が生じたときは、開設者の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当

する金額を追加して、預託しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、その業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第 11 条 開設者は、卸売業者が使用料その他市場に関して開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは、他の債権者に優先して保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第 12 条 開設者は 卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、保証金を返還しない。

(せり人の登録)

第 13 条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者に登録をした者でなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、細則で定めるところにより登録申請書を開設者に提出しなければならない。
- 3 第1項の登録の申請があった場合において、開設者は次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内に、せり人登録簿に次の各号に掲げる事項を登録し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。

(1) せり人の氏名及び住所

(2) 登録年月日

(3) 登録番号

- 4 第1項の登録の申請があった場合において、開設者はその申請に係る

せり人が次の各号の一に該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき
- (3) 第15条又は第61条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき
- (4) 買受人又はその役員若しくは使用人であるとき
- (5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき

5 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。

(せり人の登録の更新)

第14条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間満

了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に細則で定めるところにより、登録更新申請書を開設者に提出しなければならない。

3 第1項の登録の更新については、前条第4項(第3号を除く。)の規定

を準用する。

(せり人の登録の取消し)

第 15 条 開設者は、せり人が第 13 条第 4 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号のいずれかに該当することとなったとき又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(せり人の登録の削除)

第 16 条 開設者は、せり人が次の各号の一に該当するときは、その登録を削除するものとする。

- (1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき
- (2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の削除を申請したとき
- (3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき
- (4) 第 61 条第 5 項の規定により登録の取消し処分を受けたとき

2 前項の規定により登録の削除を受けたせり人は、速やかに登録証及び記章を開設者に返還しなければならない。

(登録証の携帯)

第 17 条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに、記章を着用しなければならない。

(事業報告書の作成等)

第 18 条 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号。以下「法施行規則」という。）第 21 条第 1 項の規定に従い、事業報告書を作成し、開設者に 3 部提出しなければならない。

2 卸売業者は、当該事業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書について、法施行規則第 21 条第 4 項に規定する正当な理由がある場合を除き、インターネットの利用、事務所における備置きその他の方法に

より閲覧に供するものとする。

第 2 節 買受人

(買受人の承認)

第 19 条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、細則で定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。

3 第 1 項の承認の申請があった場合において、開設者は申請者が次の各号の一に該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者であるとき

(2) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき

(3) 卸売業者又はその役員（非常勤を除く。）若しくは使用人であるとき

(4) 第 21 条又は第 61 条第 2 項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者であるとき

(買受人の名称変更等の届出)

第 20 条 前条第 1 項の承認を受けた者（以下「買受人」という。）は、次の各号の一に該当する場合は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき

(2) 商号を変更したとき

(3) 法人である場合にあっては、資本若しくは出資の額又は役員の氏名を変更したとき

(4) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき

- 2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し)

第 21 条 開設者は、買受人が第 19 条第 3 項第 1 号若しくは第 3 号のいずれかに該当することとなったとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする

第 3 節 付属営業人

(付属営業人の設置)

第 22 条 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実及び市場の活性化を図り、かつ市場の利用者に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを承認することができる。

(1) 第 3 条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等の業務その他市場機能の充実又は市場の活性化に資する業務を営む者

(2) 飲食店営業、その他市場の利用者に便益を提供する業務を営む者

- 2 前項の承認を受けて市場内において業務を営もうとする者は、細則で定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。

(付属営業人の承認の基準)

第 23 条 開設者は、前条第 1 項に規定する業務（以下「付属営業」という。）を営むことについて、同項の承認の申請をした者が次の各号の一に該当

するときは、承認しないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき
- (3) 次条又は第61条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき
- (4) 業務を適確に遂行するに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき

(付属営業人の承認の取消し)

第24条 開設者は、付属営業の承認を受けた者（以下「付属営業人」という。）が前条第1号又は第2号に該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 開設者は、付属営業人が次の各号の一に該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに付属営業の承認の通知を受けた日から起算して30日以内に保証金を預託しないとき
- (2) 正当な理由がないのに付属営業の承認の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき
- (3) 正当な理由がないのに引き続き30日以上その業務を休止したとき
- (4) 正当な理由がないのにその業務を適確に遂行しないとき

(付属営業人の保証金)

第 25 条 付属営業人は、付属営業の承認を受けた日から起算して 30 日以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

2 付属営業人は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 付属営業人の預託すべき保証金の額は、1 小間 600 万円の額の範囲内で細則に定める。

4 第 1 項の保証金については、第 10 条から第 12 条までの規定を準用する。

(付属営業の規制等)

第 26 条 開設者は、付属営業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、付属営業人に対しその業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

2 第 20 条の規定は、付属営業人について準用する。

第 3 章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第 27 条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第 28 条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引による。

2 卸売業者は、次に掲げる場合であって開設者が承認したときは、相対取引の方法によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合
- (6) 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるため、その他やむを得ない理由により通常の卸売の販売開始時刻以前に卸売をする場合
- (7) 第30条ただし書の規定により市場における買受人以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、次に掲げる場合であって開設者が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- (1) 生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 卸売業者は、第1項により販売方法を定め又は変更しようとする場合には、次に掲げる事項を市場関係者に周知しなければならない。

- (1) 当該品目及び販売方法
- (2) 販売方法を定め又は変更する理由

(差別的取扱いの禁止等)

第29条 開設者は、市場における業務の運営に関し、法第4条第4項第2号に規定する取引参加者（以下「取引参加者」という。）又は第49条第2項の許可を受けた市場施設使用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、買受人その他

の売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 3 卸売業者は、その承認に係る取扱品目に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第34条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないこと又は法施行規則第6条に規定する正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第30条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であつて、開設者が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めて承認したときは、この限りでない。

- (1) 入荷量が著しく多いか、又は出荷された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
- (2) 買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合
- (3) 同一消費地域内にある隣接卸売市場の入荷量を調整するため当該卸売業者に対して卸売をする場合
- (4) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間において、あらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしている場合

ア 当該契約において卸売の対象となる品目、数量の上限、卸売の実施期間（一月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 当該契約に基づく卸売を行うことについて、買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。

(5) 卸売業者が、農業者等（農業者又は農業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農業組合法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人で、農業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間において、あらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農産物の供給に関する契約（卸売の対象となる品目、数量の上限及び卸売の実施期間（一月以上一年未満のものに限る。）が定められているものに限る。）に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

(6) その他やむを得ない理由がある場合

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第 31 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 開設者が指定する場所にある物品の卸売をするとき

(2) 卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ取引の秩序を乱すお

それがないと開設者が認めて承認したとき

(3) その他やむを得ない理由があり、かつ取引の秩序を乱すおそ

れがないと開設者が認めて承認したとき

- 2 前項第1号の指定を受けようとする卸売業者は、細則で定めるところにより申出書を開設者に提出しなければならない。
- 3 第1項第2号又は第3号の承認を受けようとする卸売業者は、細則で定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。ただし、第1項第2号の承認申請には、買受人との間において、あらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添付しなければならない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第32条 卸売業者は、第6条第1項の承認を受けて卸売の業務を行う市場において、その承認に係る取扱品目に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。ただし、開設者が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めて承認したときは、この限りでない。

- 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、細則で定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第33条 卸売業者は、市場における卸売のため販売の委託の引受けについて、その委託者から第43条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない、

(受託契約約款)

第34条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、細則で定めるところにより開設者の承認を受け

なければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、第6条第1項の承認を受けた日から起算して30日以内に、当該受託契約約款を添えて承認申請書を開設者に提出しなければならない。第1項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受信場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- (9) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (10) 仕切りに関する事項
- (11) 第30条又は第62条の規定による場合に関する事項
- (12) 前各号のほか重要な事項

- 3 前項に掲げる事項を変更しようとするときは、細則で定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第35条 卸売業者は、受託物品の受領にあたっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、細則で定めるところにより開設者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会ってその了承を得

られたときは、この限りでない。

- 2 卸売業者は、受託物品の異状について、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第 36 条 卸売業者は、細則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

- 2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。
- 3 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引（いわゆる「定価売」を含む。以下同じ。）に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(買受人の業務の規制)

第 37 条 買受人のうち、当該市場内において取扱品目に属する生鮮食料品等を仕分けし、加工又は調整して配送する業務（以下「加工流通業務」という。）をする者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて加工流通業務をしてはならない。ただし、当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該卸売業者以外の者から買い入れて加工流通業務をしようとする場合であって、開設者の承認を受けているときは、この限りでない

- 2 前項の承認を受けようとする買受人は、細則で定める承認申請書を開設者に提出しなければならない。
- 3 開設者が第1項の承認をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査のうえ、決するものとする。
- 4 第1項の承認を受けた買受人は、その承認に係る物品の全部を加工又は調整して配送したときは、その旨を開設者に報告しなければならない。
- 5 第1項の承認に基づき買い入れを行った買受人は、その承認に係る買い入れ物品の品目及び数量についてその月分を翌月20日までに開設者に報告しなければならない。

(売買取引の制限)

第38条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号の一に該当するときは、開設者はその売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき

(2) 不当な価格を生じたとき又は生じるおそれがあると認めるとき

2 卸売業者又は買受人が次の各号の一に該当するときは、開設者は売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき

(2) 買受代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)の支払いを怠ったとき

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第39条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されないよう努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第 40 条 卸売業者は、細則で定めるところにより、毎開場日、開設者の指定する時刻までに、当日上場する主要物品について、品目ごとの卸売予定数量を開設者に報告しなければならない。

- 2 卸売業者は、細則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をした物品の数量及び卸売価格を開設者に報告しなければならない。
- 3 卸売業者は、細則で定めるところにより、毎月 5 日までに、前月中に卸売した物品の数量及び卸売金額（せり売、入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）を開設者に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第 41 条 開設者は、市場での卸売に関し、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量 卸売販売開始時刻までに
 - (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 翌日までに
 - (3) この規則に定める卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
 - (4) この規則に定める取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法、その他の決済の方法
- 2 卸売業者は、市場での卸売に関し、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金の種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）
- (7) その日の主要な品目の卸売予定数量 卸売販売開始時刻 30分前までに
- (8) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 その日までに
- (9) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及びその月の前月の奨励金の種類ごとの交付額（取引条件として公表した委託手数料及び奨励金に限る。） 翌月10日までに

（食品等持続的供給法に係る公表）

第41条の2 開設者は、市場での卸売に関し、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下、「食品等持続的供給法」という）第42条第1項第1号に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く）
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

(仕切り及び送金)

- 第 4 2 条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日から 7 日以内に、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第 4 6 条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額）、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち、委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。
- 2 前項の売買仕切金の送付は、現金、小切手、手形、口座振込又は口座振替のいずれかの方法によるものとする。
 - 3 前 2 項の規定は、取引参加者のその他の売買取引について準用する。

(委託手数料の率)

- 第 4 3 条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる率以内の率を乗じて得た金額とする。

野菜及びその加工品 100分の 8.5

果実及びその加工品 100分の 8

(売買仕切金の前渡し等)

第 44 条 卸売業者は、出荷者に対し売買仕切金を前渡しすることができる。

- 2 前項の売買仕切金の前渡しは、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがないか、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ前渡ししてはならないものとする。

(出荷奨励金の交付)

第 45 条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

- 2 前項の出荷奨励金の交付は、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがないか、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれなく、かつ取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、交付してはならないものとする。

(卸売代金の変更の禁止)

第 46 条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、細則で定めるところにより、開設者の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第 47 条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、卸売を受けた者に対し、て完納奨励金を交付することができる。

- 2 前項の完納奨励金の交付は、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがないか、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれなく、かつ卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがない場合でない限り、交付してはならないものとする。

第 4 章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第 48 条 市場関係事業者は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他食品衛生に関する法令に即して、市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

第 5 章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第 49 条 市場関係事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設。以下「市場施設」という。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、開設者が指定する。

- 2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して 30 日以内に保証金を開設者に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき開設者の承認を受けた者については、この限りでない。
- 4 前項の保証金の額は、細則で定める。
- 5 第 3 項の保証金については、第 10 条から第 12 条までの規定を準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第 50 条 前条第 1 項の指定又は同条第 2 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、開設

者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第 51 条 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 使用者が前項ただし書の規定により承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、開設者は使用者に対し返還の際原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返 還)

第 52 条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第 53 条 開設者は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第 54 条 開設者は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補修を命じ又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第 55 条 市場使用料（消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ。）は、

別表に定める金額の範囲内で細則で定める。

- 2 前項の使用料の納付について必要な事項は、細則で定める。
- 3 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で開設者の指定するものは、使用者の負担とする。

(使用料の減免)

第 56 条 開設者は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 使用者が国又は地方公共団体のとき
- (2) その他開設者が特別の理由があると認めたとき

(既納の使用料)

第 57 条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できなかつたとき
- (2) その他開設者が特別の理由があると認めたとき

第 6 章 監 督

(指導及び助言)

第 58 条 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者及び市場施設使用者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び検査)

第 59 条 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は市場施設使用者に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定

する職員に、取引参加者又は市場施設使用者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(改善措置命令)

第 60 条 開設者は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し当該卸売業者の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、買受人に対し当該買受人の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該買受人が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

3 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、付属営業人又はその他の取引参加者に対し、当該付属営業人又は当該取引参加者の業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第 61 条 開設者は、卸売業者がこの規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第6条第1項の承認を取り消すことができる。

2 開設者は、買受人がこの規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、第19条第1項の承認を取り消

し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

- 3 開設者は、付属営業人がこの規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、第22条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその承認に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 4 開設者は、第49条第2項の規定により市場施設を使用している者が、この規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 5 開設者は、せり人が次の各号の一に該当する場合は、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
 - (1)この規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反したとき
 - (2)せり人がせり売に関して委託者又は買受人と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他不正行為をさせたとき
 - (3)せり人がその職務に関して委託者又は買受人から金品その他利益を收受したとき
 - (4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき
 - (5) 取引参加者又は市場施設使用者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに

基づく処分に違反する行為をした場合には、その行為者に対して
6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その取引参加者又は
市場施設使用者に対しても第1項から第4項までの規定を適用す
る。

第7章 雑則

(卸売業務の代行)

第62条 開設者は、卸売業者が承認の取消しその他の処分を受け、又はその他
の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場
合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申
込みのあった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせ
るものとする。

2 開設者は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいなかったか、又は他
の卸売業者に行わせることが不相当と認めるときは、自らその卸売の
業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする
卸売業者がいなかった場合又は不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

第63条 卸売業者及び付属営業人が、それぞれの承認を受けた業務を行う場合
並びに開設者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市
場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 開設者は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ず
ることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第 64 条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入搬出及び場内での運搬については、開設者の指示に従わなければならない。

- 2 開設者は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入搬出及び場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第 65 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

- 2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第 66 条 開設者は、この規則の規定による許可、承認又は指定にあたっては、制限又は条件を付することができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ許可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委 任)

第 67 条 この規則の施行に必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則の施行期日は、細則で定める。

附 則

この規則は、昭和61年5月21日から施行する。 (第41条の改正)

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。 (消費税法施行に伴う改正)

附 則

この規則は、平成7年6月15日から施行する。

(別表1の改正・平成12年10月1日廃止)

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)」
及び「地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)」の施行
に伴う改正)

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

(卸売市場法及び愛知県地方卸売市場条例改正に伴う改正)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(卸売市場法及び愛知県地方卸売市場条例改正に伴う改正)

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(第53条第1項使用料の改正)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(消費税率の引き上げに伴う改正・第53条第1項使用料の改正)

附 則

この規則は、平成28年8月22日から施行する。

(第35条の追加、新第48条、新第57条及び新第58条の改正)

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(第54条第1項使用料の改正)

附 則

この規則は、平成30年9月20日から施行する。

(第17条、第21条その他の改正)

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

(第34条、第38条その他の改正)

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。
(卸売市場法改正及び愛知県地方卸売市場条例廃止に伴う改正)
- 2 この規則の施行前の規定によりされた許可、承認その他の行為は、この規則の相当する規定によってしたものとみなす。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(卸売市場法改正に伴う改正)

